破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１９８号
愛知県小牧市藤島町梵天110番地７
破産者　吉田　謙三
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４７号
名古屋市南区源兵衛町５丁目５番地
破産者　杉永　弘美
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１号
愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古50―２、住民票上の住所愛知県知多郡阿久比町大字福住字西前田２番地
破産者　土井　政江
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３４号
兵庫県洲本市五色町都志449
破産者　新野　正輝
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４３３号
札幌市西区八軒５条東１丁目３番１号
破産者　竹花　　徹
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野20番地２
破産者　桑原　康輔
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６８５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南１丁目７番地２　ロイヤルプラザ長戸路102、旧住所埼玉県幸手市中５丁目15番12号
破産者　篠原不二男
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
埼玉県越谷市越ヶ谷2658番地１コーポ松沢201号
破産者　白方　忠男
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１１８９号
京都市南区唐橋花園町65番地
破産者　後藤　臣男
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
広島市安佐南区上安２丁目35番１―903号
破産者　渡　　隆哉
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３号
広島県三次市十日市東２丁目15番３号202号
破産者　柿森千恵子
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１３２０号
福岡県朝倉市大庭4968番地１
破産者　秋月　　博
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３号
福岡県直方市大字下境3978番地340
破産者　松本由起子
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３１８号
青森県弘前市大字和泉１丁目18番地２
破産者　葛西　　均
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１２２号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町335番地
破産者　中嶋　浩人
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２１４３号
横浜市旭区上白根町900番地の13
破産者　成田　真悟
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９９号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目９番地７、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目８番地の５
破産者　前田　武司
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部